

平成 24 年（ワ）第 213 号，平成 25 年（ワ）第 131 号，同第 252 号
平成 26 年（ワ）第 101 号，平成 27 年（ワ）第 34 号，
平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 597 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2017（平成 29）年 7 月 26 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面（318）

（山木屋地区の被害実態と損害の概要）

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利	孝
同	弁護士	広田	次	男
同	弁護士	鈴木	堯	博
同	弁護士	米倉		勉
同	弁護士	笹山	尚	人
同	弁護士	高橋	右	京
同	弁護士	坂本	博	之
同	弁護士	岸朋		弘
				外

目次

はじめに	5
第1 検証からわかる山木屋の現状	6
1 はじめに	6
2 検証の概要	6
(1) 本件検証の日時	6
(2) 本件検証の検証場所及びルート	6
(3) 放射線量の測定	8
3 検証の結果明らかになったこと	8
(1) 山木屋の全体状況	8
(2) 山木屋での生活	13
(3) 山木屋の産業～その1 農業と牧畜業～	17
(4) 山木屋の産業～その2 商業～	24
(5) 山木屋の文化	25
4 まとめ	32
第2 避難指示解除後も帰還困難な山木屋の現状	34
1 避難指示解除と住民の帰還問題	34
2 避難指示解除市町村の帰還率・帰還希望率	35
3 「川俣町住民意向調査」と調査対象	36
4 川俣町住民意向調査の結果	37
5 川俣町住民意向調査結果の検討	38
(1) 山木屋への帰還意向	38
(2) 「戻りたいと考えている」と回答した者の年齢層	39
(3) 帰還を困難にしている山木屋の現状	40
6 原発の安全性に対する不安と放射能汚染に対する不安	41
(1) 原発の安全性に対する不安	41

(2) 放射能汚染に対する不安	41
7 森林の除染問題	43
(1) 森林における放射性物質の流失・拡散の実態	43
(2) 森林除染に関する国の方針とそれに対する批判	45
(3) 森林と山木屋住民との「共生関係」	47
8 仮置場の撤去問題	48
(1) 行政区毎に存在する仮置場のフレコンバッグ	48
(2) 仮置場の除染廃棄物フレコンバッグに対する住民の不安	48
(3) 除染廃棄物の撤去の目処のたたない現状	48
9 営農再開の困難性	49
(1) 山木屋復興の前提条件としての営農再開問題	49
(2) 農地除染の問題点	49
(3) 農地を占拠する除染廃棄物フレコンバッグ仮置場	50
(4) 農業労働力	50
(5) 根強い風評被害	50
(6) 営農再開への消極的姿勢	51
10 生活に必要なインフラ復旧の目途	52
(1) 診療所	52
(2) 介護施設・福祉施設・介護サービス	52
(3) 商業施設	52
(4) 町役場機能の未整備	53
(5) 国道 114 号線の通行止め	53
11 山木屋にどの程度の住民が帰還するかの問題	53
12 帰還困難による「ふるさと喪失」	54
第3 ふるさと喪失慰謝料	55
1 はじめに	55

2	ふるさと喪失慰謝料の枠組み	55
(1)	侵害された権利法益	55
(2)	除本証人の意見について	55
3	生産と生活の諸条件の一つとしてのコミュニティ	57
(1)	コミュニティの位置づけ	57
(2)	地域生活利益の前提となる山木屋コミュニティ	57
(3)	生活費代替機能	57
(4)	相互扶助・共助・福祉機能	58
(5)	行政代替・補完機能	58
(6)	人格発展機能	59
(7)	環境保全維持機能	59
(8)	原告らのコミュニティが失われたこと	60
4	生産と生活の諸条件の一つとしての自然環境	60
(1)	自然環境と他の要素との一体性	60
(2)	一体性の具体例	61
(3)	自然環境の喪失は住民の生活に重大な被害をもたらすこと	62
5	長期継承性及び固有性を有するものの喪失による深い喪失感	63
(1)	はじめに	63
(2)	私的財として自宅土地建物及び農地・里山	63
(3)	公共財としての景観	64
(4)	住民のアイデンティティとしての三匹獅子舞	64
(5)	ふるさとの喪失を基礎づける原告らの深い喪失感	65

はじめに

本件事故により福島県伊達郡川俣町山木屋（以下「山木屋」という。）に居住していた原告らは「ふるさと」を失った。

そのことを明らかにするため、本準備書面では、2016（平成28）年11月10日に行われた山木屋の現地検証の結果を踏まえ、山木屋住民が豊かな自然環境との共生及び緊密なコミュニティの中で生活をし、産業を営んできたこと、そして本件事故により、同人らの生活又は産業が根底から破壊されたことを述べる（第1）。

また、平成29年3月31日に山木屋の避難指示が解除されたが、それによっても原告らが「ふるさと」を失ったことに何ら変わりはないことを山木屋への帰還状況等を踏まえて述べる（第2）。

そしてそれらの事情がどのようにふるさと喪失慰謝料を基礎づけるかについて、経済学者である除本理史証人（以下「除本証人」という。）の見解に基づいて損害実態を整理する（第3）。

[以下、本頁余白]

第1 検証からわかる山木屋の現状

1 はじめに

以下に、本件事件において、平成28年11月10日に実施された、川俣町山木屋地区（同地区外に所在する仮設住宅も含む）における検証（以下「本件検証」という。）の結果を踏まえ、原告らのふるさと・山木屋とはどのようなものであったのか、それがどのように破壊されてしまったのかについて述べることにする。

2 検証の概要

（1）本件検証の日時

本件検証は、平成28年11月28日午前9時50分に開始され、午後4時30分ころ終了した。当日の気温は約4℃であり、寒い一日であった。阿武隈山地の山村の晩秋を、文字通り、肌で体感することができた。

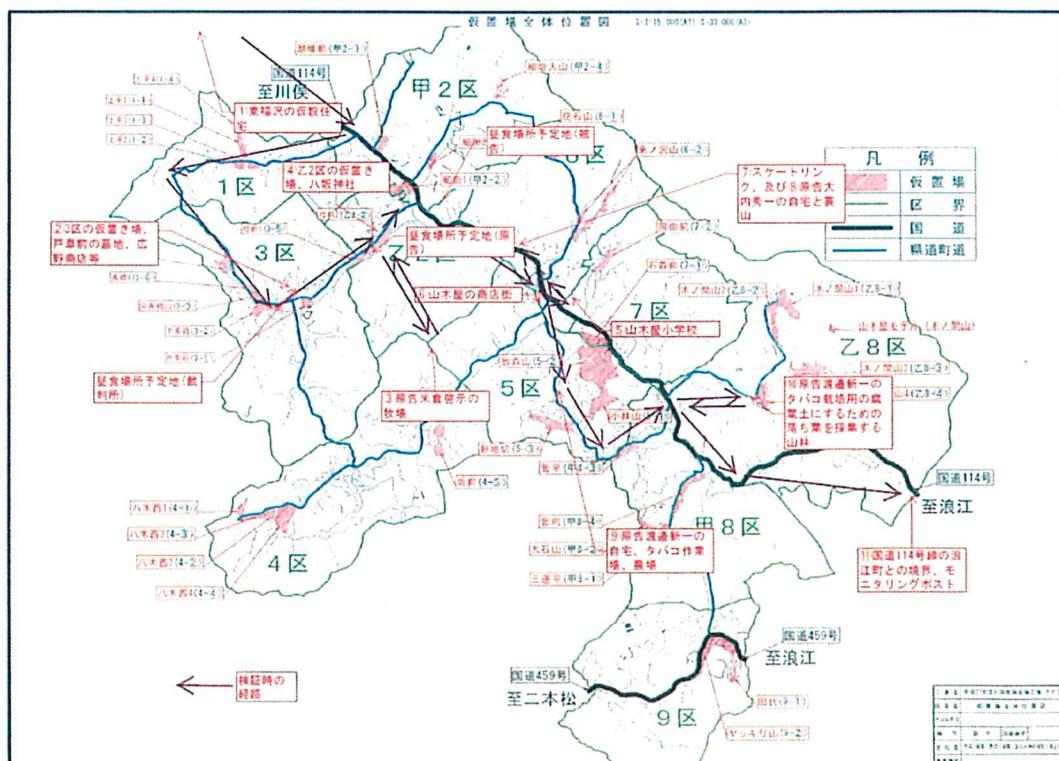
（2）本件検証の検証場所及びルート

本件検証において見分を行った場所は、次の11カ所である。即ち、①原告渡邊直一の仮設住宅、②3区の仮置場等、③原告米倉啓示の牧場、④八坂神社及びその周辺、⑤山木屋小学校、⑥山木屋中心地、⑦絹の里やまきやスケートリンク、⑧原告大内秀一の自宅裏の畑及び里山、⑨原告渡邊新一の自宅・タバコ作業場・農地等、⑩原告渡邊新一の山林、⑪国道114号線の浪江町との境界付近、である。

上記11カ所のうち、①の仮設住宅は、川俣町大字東福沢というところにあり、山木屋地区の外にある。この仮設住宅は、川俣町の中心地の近くに作られたものであり、山木屋地区から国道114号線を通って約11kmの距離にある。また、上記②～⑪は全て山木屋地区内にある。

本件検証の際に通ったルートは、次の図のとおりである。①の仮

設住宅を見分した後、国道 114 号線を通って山木屋地区に入った。後に述べるように、山木屋地区は、全部で 11 の区から成り立っているが、本件検証で通過した地区は、概ね 1 区、3 区、乙 2 区、6 区、7 区、5 区、乙 8 区である。実際に立ち寄った見分場所の他、通過する車窓から、山木屋地区の本来農地であった土地のあちらこちらにフレコンバッグの山が築かれていることが確認された。また、山木屋地区の山林の多くは落葉広葉樹林となっているが、本件検証の日は、平成 29 年の秋の終わりを告げる見事な紅葉が見られた。この山林は、所謂里山であり、住民たちの手が入って、維持されて来たものである。この紅葉は、山木屋地区の住民たちが作り上げた芸術作品であると言っても過言ではない。



山木屋地区の検証場所及び検証ルート

また、国道 114 号線は、山木屋地区のほぼ中央を北西から東南方

向に横断している。同国道は、概ね、口太川流域の平地となつたところを通つている。本件検証では、同国道を通つて山木屋地区を横断した形になる。そして、本件検証では、一部(1区→3区→乙2区、乙8区)、同国道から離れて、山間部にも入つた。本件検証では、山木屋地区の大まかな概要を見ることができたものである。

(3) 放射線量の測定

本件検証においては、①米倉牧場、②原告大内秀一の自宅裏の畠、③同原告の自宅裏の里山、④原告渡邊新一の山林、⑤国道114号線の浪江町との境界付近のモニタリングポスト周辺、⑥国道114号線の浪江町との境界に設けられたゲート、の6カ所において、放射線量の測定を行つた。線量測定は、原告側及び被告側において、それぞれ、測定機器を以て測定を行つた。

3 検証の結果明らかになったこと

(1) 山木屋の全体状況

ア 山木屋の地形

山木屋地区は、阿武隈山地に四方を囲まれた盆地であり、標高は概ね400~600mである。川俣町の中心地の標高は約200mであり、山木屋地区はそこから約200~400mほど、標高が高くなっている(2017年3月22日付第3回検証・指示説明《以下「指示説明」という。》6頁)。標高が高い分、気温も周囲の地域よりも寒冷であり、夏でも比較的涼しい気候である。

山木屋地区は山地が多くの部分を占めており、一部に杉・檜等の植林も見られるが、大部分は落葉広葉樹が主体となつた二次林である。

山木屋地区は、阿武隈川の支流である口太川の源流域となつてゐる。口太川等の川の流域の低地や、山地の裾野は、本件事故前

は、米や葉タバコ等の作物を作る農地となっていた。

イ 山木屋の区

山木屋地区には、本件事故以前は約 340 戸の戸数があり、1 区～9 区（2 区と 8 区は、それぞれ、甲乙の 2 区に分かれている）の、全部で 11 の区からなっていた。このうち、1 区～4 区を上組、5 区～9 区を下組と言っていた（指示説明 6 頁、26 頁、甲 A270・写真 2-1）。

山木屋地区は、7 区に中心地があり、小さいながらも街並みを形成しているが、人家は、地区内に広く散在している。山木屋地区は、国道 114 号線を通って西北の端から東南の端まで約 8.6km、車で約 10 分程度の距離であり、盆地と言う性質も相俟って、地区としてのまとまり、繋がりが非常に強い。また、区毎のまとまりもよい。

ウ 山木屋での生活空間

山木屋地区の住民は、専業農家も多数おり、専業農家ではない家でも、多かれ少なかれ、農業を行っていた。本件検証で自宅ないしその周辺の見分を行った原告大内秀一は兼業農家であり、原告渡邊新一は専業農家である。この両家において見られたように、山木屋の農家は、広い敷地にゆったりとした家が建てられている。そして、家の敷地の周囲に農地や里山が広がっている。このような、家の周囲に広がる農地や里山も、山木屋の人たちの日常的な生活空間となっていた。

エ 山木屋の生活空間を占める除染物等の山

ところが、本件事故後の山木屋は、本件検証において、3 区や乙 2 区において見分を行ったように、低地の、かつては良好な水田であったところの多くの場所が、除染土壤や除染廃棄物の仮置場と

されており、フレコンバッグの山と化している。このような仮置場は、山木屋の 11 ある行政区のそれぞれに設置されており、それぞれの仮置場は、その設置された区から排出された除染物等が置かれている。

山木屋全体では、田んぼの総面積の約 3 割程度が仮置場として利用されている。また、山木屋では、仮置場の総面積は約 107 m² であるが、その約 8 割の 88 万 m² が元農地である。

フレコンバッグの上には防水シートが掛けられているが、防水シートもフレコンバッグも紫外線には弱く、いつ破損するかもわからない状態となっている。これらが破損すれば、周囲に放射性物質が漏れ出すことになる。

これらの除染物は、双葉郡大熊町及び双葉町に国が設置する予定の中間貯蔵施設に搬入される予定となっている。しかし、現状では、国は、用地の取得にも苦慮しているようであり、中間貯蔵施設の建設は進んでいない。国は、元来、住民たちに対して、仮置場を 3 年で撤去すると言っていたが、震災から 5 年以上経過した現在においても、撤去されていないばかりか、今後も、撤去の見通しは全く立っていない。

さらに、今後は、上記の除染物のための仮置場の他に、家屋の解体によって発生する解体廃棄物のための仮置場も設置される予定であり、さらに多くの農地が、仮置場と化してしまうことになる（以上、指示説明 6～8 頁、22 頁、甲 A270・写真 2-2）。

オ 除染について

除染は、表土を数 cm 除去して行うものである。除染が行われた農地は、それまで長年、何代にも亘って生産性を高めてきた養分豊かな土壤が剥ぎ取られてしまっているのである。そのため、本

件事故以前と同様の生産性を有する農地を復活させるためには、相当の年月をかける必要がある（指示説明 56 頁）。

カ 本件事故の結果生じた山木屋の汚染

本件事故の結果、福島第一原発から大量の放射性物質が放出された。平成 23 年 3 月 15 日に、同原発から北西方向に向かって強風が吹いたため、高濃度の放射性物質が山木屋方面に降り注ぐこととなった。国道 114 号線は、浪江町との境界から、谷沿いに、西方ないし西北方に、山木屋地区の中心に向かって降りていくが、高濃度の放射性物質は、ほぼ、同国道に沿って移動し、山木屋地区全体を汚染するに至った。同年 4 月末の時点で、山木屋地区は、文部科学省の調査によると、Cs134 及び 137 の蓄積量が 300 万～3000 万 Bq/m²に達していた（甲 A 270 ・写真 11-2）。この数値は、以下に述べるように、山木屋地区全域がチェルノブイリ事故における、居住禁止区域に該当したことを意味している。

同年 8 月 23 日における文部科学省による調査の結果でも、例えば、国道 114 号線の浪江町との境界付近の広久保山地区は、Cs134 及び 137 の合計で、165 万 Bq / m²という値を記録していたが、この値は、チェルノブイリ事故のために設定された厳戒管理区域（55 万 5000～148 万 Bq/m²）を遙かに超え、居住禁止区域（148 万 Bq/m²～）に該当するものである。また、この調査結果では、山木屋地区内の他の地区でも、同じく Cs134+137 の合計で、約 40 万 Bq / m²前後に達していたが、この数値は、チェルノブイリ事故の基準で言えば、移住の権利が認められる高汚染区域（18 万 5000～55 万 5000Bq/m²）に該当する（甲 A270 ・写真 11-1）。

キ 山木屋における里山の汚染

前述の通り、本件検証においては、放射線量の測定が行われた

が、浪江町との境界のゲート付近では、原告側、被告側で、それぞれ、 $2.70 \mu \text{Sv/h}$ 、 $2.64 \mu \text{Sv/h}$ であった。

原告渡邊新一の山林では、原告側、被告側で、それぞれ、 $1.75 \mu \text{Sv/h}$ 、 $1.70 \mu \text{Sv/h}$ であった。この測定箇所は、既に除染が行われた箇所である。しかし、山木屋地区の山林の殆どは除染されていない。除染されていない場所の放射線量は、上記の数値を遙かに超えていることが推測される。山木屋地区では、主要産業の葉タバコ作りのために山の木の葉を用いて腐葉土を作っている。このように、山木屋地区では、自然の恵みを生かした産業を営んできたが、山林の高い濃度の汚染状況は、このような山木屋の産業を根底から破壊するものとなっている。

また、原告大内秀一の自宅裏の里山での測定結果は、原告側、被告側で、それぞれ、 $1.10 \mu \text{Sv/h}$ 、 $1.02 \mu \text{Sv/h}$ であった。この里山は、全体が除染されているわけではなく、除染されているのは一定の範囲である。同原告は、この里山の中において、天神様を祀っており、家族のみならず近所の子どもたちも参拝に訪れていた。この里山の中には、他にも稻荷様や弘法大師の祠もある。また同原告は、この里山の中で、様々なキノコや山菜の栽培を行っていた。このように、同原告にとって、自宅裏の里山は、日常生活の中で様々に利用する場所であった。同原告に限らず、山木屋地区の住民の多くの住宅は、農地や里山が一体となっており、日常生活の中で様々に利用してきた。しかし、そのような日常生活の中に位置づけられていた里山の多くの部分が除染されていないし、高い濃度の放射性物質によって汚染されている。山木屋地区の住宅は、本件事故前のような、日常的に自然と触れ合える生活ができる場所ではなくなってしまっている。

それから、山木屋地区の中心にある「神武山公園」は、本件事故以前は、身近な子どもたちの遊び場となっており、放課後や昼休み当には子どもたちが毎日のようにやってきたし、入学式や卒業式の際の思いでの場所・記念撮影の場所として利用されてきた（甲 A 270 ・写真 5-6）。またこの場所は花見の名所でもあり、地域の様々な人に安らぎを与えてくれる場であった。しかし、このような地域の中心にある場所でさえ、山林であり除染の対象にされないために放射線量が高く、人々が安心して立ち入れる場所ではなくくなってしまっている（指示説明 36～37 頁）。

そして、3 区では、小高い丘の上の木立に囲まれた場所に、同区の集会場として利用されてきた薬師様の建物があるが、この建物の回りも除染がされておらず、高い放射線量のまま放置された状態にある（指示説明 9 頁）。このように、山木屋地区では、日常的に利用されていた場所でさえも、未だに除染がされておらず、高い放射線量のまま放置されている場所が多くある。

（2）山木屋での生活

ア 祖先から受け継いできた山木屋

山木屋地区は、原告らを含む住民らが、先祖たちから何代にも亘って伝えられたふるさとである。山木屋地区には、遅くとも今から約 400 年前には人々が住んで農業を中心とした生活を営んでいた。山木屋に伝わる三匹獅子舞（詳細は後述する）は、そのころ、農作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始められたものと言われている（指示説明 23 頁）。

また、山木屋地区の中心となっている字問屋という地区は、幕藩時代は相馬藩と二本松藩の国境となっており、現在「神武山公園」と呼ばれている場所は、藩士 2 名が配置された館跡である。こ

の地区は、相馬藩から送られてくる塩を輸送するための「塩の道」（指示説明 36 頁には「商の道」とあるが、「塩の道」が正しい）が通っており、浜通りと中通りとの交易の場として栄えた（指示説明 36～37 頁）。

そして、山木屋地区の多くの住民たちは、農業を営んできたが、現在の山木屋地区の農業は、先祖たちが作り上げた土壌、里山、地域に適合した作物・品種を踏まえて成り立っている。前述したような、山林の落ち葉を腐葉土として利用する農業は、落葉広葉樹を中心とした里山を作ってきた。この里山は、住民たちの日常生活の場となり、住民たちに余暇や安らぎを与える場となっていたと同時に、住民たちが日常的に目にする風景ともなっていた。

このように、数 100 年以上前の祖先たちから連綿と築き上げてきた文化、産業、自然、風景は、山木屋の人たちにとって、何物にも代えがたい、自らのアイデンティティの源泉となっていたのである。

イ 山木屋でのゆったりとした生活

山木屋の多くの住民たちは、先祖から受け継いだ家に住み、家業の農業を営んでいた。

例えば、原告大内秀一の自宅の裏には、約 1600 m² の広さの畠がある。同原告は、この畠でブルーベリーを栽培し、毎年 350kg くらいの収穫を得ていた。同原告は、このブルーベリーを、自家消費するほか、知人に採りに来てもらったり、知人に持つて行ってあげたりするなどしていた。山木屋地区の人たちの畠は、産業の場であるだけではなく、人々の交流の場ともなっていたのである。それから、同原告の畠のさらに裏には里山があり、氏神様を祀ったり、キノコや山菜の栽培を行ったりする場となっていたことは、

既に述べた通りである。さらに同原告は、この里山のさらに裏側にある畑で、山ブドウや野ブドウの栽培を行ったり、里山の近くにある小さな池ではドジョウやタニシの養殖も行ったりするなどしていた（指示説明 48～51 頁）。

また、原告渡邊新一は、代々続く農家の 8 代目であり、現在の住居に居を構えて、農業を営み、地域社会の中心となっていた。同原告の家は、1 階が約 210 m²、2 階が約 170 m²、合計約 380 m²あり、本件事故前には、この家に大人 5 名が住んでいた。一人当たりの居住空間は約 75 m²あった。そして、この家は、広い庭を持つ敷地の中にあり、家の敷地の周囲には、タバコ作業場、農地、里山が広がっている（指示説明 52～55 頁、2016 年 12 月 8 日付第 3 回検証・検証ポイント内行程図・写真撮影報告書《以下「ポイント内行程図」という。》の図 9-2、9-3、甲 A 270・写真 9-5、9-6）。

このように、多くの原告を含む山木屋地区の人たちは、田畠や裏山が生活の一部となった生活、広い空間でゆったりとした生活を送っていたのである。

ウ 本件事故によって失われた山木屋での生活

上記のような山木屋地区でのゆったりとした、緑に囲まれた生活が、本件事故の結果、どのように変わってしまったのか。

原告渡邊直一、原告渡邊サクは、前記原告渡邊新一の両親である。当然ことながら、本件事故以前には、同原告らは、前記イに記載したような、広い家で、家族 5 人で暮らしていた。山木屋の家には、家族の居間の他に、原告渡邊直一・原告渡邊サク夫妻の部屋と寝室があった（指示説明 56 頁）。

同原告らは、本件事故のために、山木屋の自宅から避難することを余儀なくされ、その後、平成 23 年 7 月から、川俣町東福沢

字坊ノ入 1 番地 1 所在の仮設住宅に住むこととなった。この仮設住宅は、全部で 160 戸あり、間取りは 1K、2K、3K の 3 種類で、それぞれ、39 戸、82 戸、39 戸となっている。同原告らが居住する部屋は、2DK であり、広さは 30 m²弱である。この空間に同原告ら 2 名が住んでいる(指示説明 2~3 頁、甲 A270・写真 1-1, 1-2, 1-3)。山木屋で暮らしていたときの居住空間と比べると、僅か 1/5 にしか過ぎない。これは、建物の面積を比較したものであり、山木屋の自宅には庭があり、里山があり、農地もあった。そして、何物にも代えがたいものとして家族 5 人の生活があったのである。

この仮設住宅は、上記のとおり、山木屋の自宅と比べるとあまりにも狭く、しかも隣の住宅の音が筒抜けとなっており、プライバシーを守ることもできない。また、厚さ・寒さ対策も不十分である。そして、同原告らは、避難する際に、しばらくすれば帰宅できるだろうと考えて、持ってきた家財道具類も必要最小限のものに過ぎなかつた。しかも同原告らは、予想に反して、5 年以上にも及ぶ長期間に亘ることとなつた(指示説明 4 頁)。このように、同原告らは、仮設住宅において、窮屈な空間で、周囲に気を使い、何もすることがなく、しかも、周囲にいるはずだった家族がいない淋しい生活を、長期間に亘って送らざるを得ないこととなつたのである。

エ 除染物の山と化した山木屋

一方、本件事故後の山木屋地区は、既に述べたように、そこからここに除染物の仮置場があり、しかも、従前は日常的な生活空間であった里山や、身近な公園や集会場でさえも、除染が十分にされておらず、放射線量は高いままとなっている。除染が既に行われた場所でさえも、高い濃度の放射線が検出される場所もある。

そのような山木屋地区は、従前と同様の、ゆったりとした、里山や農地をも日常生活の場とした生活が可能な場所ではなくなってしまっている。

オ 若い世代が帰って来ない山木屋

山木屋地区では、三世代、四世代が同居する家族が多かった。

上記原告渡邊直一らの家族も、同原告夫妻、原告渡邊新一夫妻、原告渡邊優太の三世代が同居する家族であった。山木屋地区の自宅は、広い空間があり、部屋も多かったから、このような多世代家族が同居する生活も十分に可能であった。渡邊家は専業農家であったが、原告渡邊直一らの孫であり、原告渡邊新一の息子の原告渡邊優太は、本件事故前の平成22年に、農家を継ぐためにそれまでの仕事を辞め、農業に従事し始めていた。ところが本件事故のため、農業で生計を立てていくことは無理であると判断し、警察官となつた（指示説明3～4頁）。

このように、山木屋地区では、これまで當々と受け継がれてきた地区の産業を受け継ぐ次世代がいなくなってしまっている。このことは、若い世代の人たちが山木屋地区には住まなくなることを意味しているのであり、これまでのような多世代の家族が同居するような生活をすることが困難となっていることを意味している。

そして、山木屋地区では、後述するように、子どもたちが戻ってきていない。このことは、同地区が高齢者だけが生活する地区になってしまい、ひいては、山木屋地区のコミュニティの存続すらも危機に瀕していることを意味している。

（3）山木屋の産業～その1 農業と牧畜業～

ア 山木屋の主力作物・葉タバコ農業

山木屋地区の主力産業として、第一に挙げるべきは、農業である。山木屋では、水稻栽培の他、葉タバコが主力作物の一つとなっている。

原告渡邊新一の家では、本件事故以前は、田約 7.2ha、畑約 6.5ha を作っていたが、何れの耕作地も、整地作業ばかりではなく、土壤改良を重ねて、安定した生産高を得ることができるようになっていた。

葉タバコの栽培について述べると、葉タバコ栽培は、1月上旬から約 1か月かけて種まきを行うことから始まる。4月初めころ、タバコ農家は、ある程度育った苗を育苗センターから買ってくる。この時、苗はポットに仮植えするが、山木屋地区の春はまだ寒いので、熱で温める必要がある。原告渡邊新一の家では、里山から採取してきた木の葉に肥料を混ぜて発酵させていたが、この発酵の時に熱が発生するので、その発酵肥料の上にポットを置いていた。またこの発酵肥料は 2 年くらいで完熟し、落ち葉堆肥となるので、これをポットに入れて肥料として使っていた。このように、山木屋のタバコ農家では、里山の落ち葉等、自然にあるものを有效地に利用していたのである。

仮植えにした葉タバコの苗は、20 日ほどで大きくなり、4月下旬ころに畑に植え替える。そして 6 月末ころから収穫が始まる。繁忙期は 7 月末から 8 月のお盆前ころまでである。収穫したタバコは乾燥させるが、最後に「ちょうどよい水分」にして出荷する。この「ちょうどよい水分」は、最終的には JT の鑑定人が葉タバコを握って鑑定することになるが、この感覚を体得するためには、長年の経験と知識の積み重ねが必要となる。

また、葉タバコ栽培を行うためには、多くの工程を踏まなければ

ばならず、乾燥機械等の多数の農業用施設・機械、人手が必要とされる（以上、指示説明 55～59 頁、甲 A 270・写真 9-5～9-15）。

イ 本件事故によって破壊された葉タバコ農業

ところが、既に述べたように、葉タバコ栽培に必要な木の葉を採取するための山林の多くは除染がされておらず、あるいは除染がされていても未だに高濃度の放射線量が測定されている。従って、避難指示が解除されたとしても、本件事故前と同様の葉タバコ栽培の再開は不可能であろうと思われる。

また、原告渡邊新一の葉タバコ乾燥施設は、宅地建物除染の対象とはなっておらず、現状のままで使用することはできない状態である。葉タバコ農家の乾燥施設は、同じような状況となっており、葉タバコ栽培を再開しようと思ったならば、多額の投資をすることが必要とされる。

さらに、前述したように、葉タバコ栽培には、長年の経験と知識が必要とされるのであり、この農業を将来に伝えていくためには、長期間に亘って後継者を育成していく必要がある。しかし、原告渡邊新一の家では、やはり前述したように、後継者となる予定であった長男の原告渡邊優太が、本件事故後の山木屋地区での農業の継続が困難であると判断し、別の職業に就いてしまっている。この点もほかの葉タバコ農家においても同様となっている（指示説明 59～60 頁）。

従って、山木屋地区では、従前と同様の葉タバコ栽培を再開することは、困難であるという他はない。

そして、農業を生業としてきた農家では、農業ができなくなってしまうと、米も野菜も買って食べなければならなくなってしまう（指示説明 5 頁）。これまで、自宅で作った米や野菜を家族で食

べてきた多くの住民たちにとって、山木屋で生活をしていくことは精神的にも経済的にも困難となってしまうであろう。

ウ 山木屋の主力産業・牧畜業

山木屋地区では、牧畜業も主力産業の一つであった。山木屋地区は標高が高く、寒冷地であり、農業に適さない土地も多かったため、牧畜業も盛んとなった。

例えば、国道 114 号線沿いの、浪江町との境界付近は、標高 576m であるが、その周辺には、例えば、「みちのくグリーン牧場」等の牧場があり、多くの乳牛を飼っていた。同牧場は、低温殺菌の牛乳、ナチュラルチーズ等で有名であった。また、その周辺には約 1000 羽の川俣軍鶏を飼う養鶏場もあった。しかし、この地点は、先述したように、放射線量が高く、牧畜業を再開することは困難である（指示説明 65～66 頁）。

エ 原告米倉啓示の山地酪農

原告米倉啓示の牧場（以下「米倉牧場」という）は、山木屋地区の自然豊かな広大な土地を利用して、山地酪農を展開していた牧場である。

山地酪農とは、広大な山地を利用し、そこに適した野草を生やし、その場所に牛を放牧して搾乳するという方式の酪農である。米倉牧場では、牛を昼夜放牧し、搾乳の時だけ牛舎に入れることとしていた。そして牧草地には農薬や化学肥料を使わないとしていたが、そのため、この牧場に適した自然草を作り、放牧に適した牛を作る必要がある。また、山地酪農は、自然草を用いた酪農であるため、草の収量も少なく、1haあたり 1、2 頭程度の牛しか飼えない。そのような牧草や牛を作るためには、最低 15 年は必要とされる。米倉牧場では、切り開いた山林の瘦せ地に動物の

糞尿を運んできて作土をするなどの努力を重ねて、30年という年月をかけて、ようやく酪農らしくなってきたところであった。

それから、酪農を行うためには、成牛舎、育成舎、搾乳舎等の牛を育成・飼育するために必要な設備、牛の越冬用の餌を蓄えるためのサイロ等の施設が必要である。また、牧場の仕事は、搾乳、配合飼料の給餌、餌をサイロに詰める、放牧地の見回り等の作業のため、1日に15時間要する。搾乳や給餌は1年365日、1日も欠かせない仕事であり、酪農は年間4000時間を下らない長時間労働をする仕事である。そのため、経営者が怪我や病気をして働けない時もどうしても出てくるから、同業の仲間の手助けがないとやれない仕事である。

米倉牧場には、牛を放牧するための牧草地の他、越冬用の牧草を育てるための採草地もある。採草地には、牛の栄養を考えて、イネ科とマメ科の草の割合を、概ね7:1となるように、草地管理をする必要がある。

また、米倉牧場では、広大な自然の山地を利用する酪農を行っているため、山地の自然が提供してくれる春の山菜、秋のキノコ、栗等の天然の恵みが豊富に取れた。山木屋地区の伝統食の一つに、「凍み餅」というものがある。これは、山に生えているミヤマボクチという山草を取ってきて餅に搗きこみ、乾燥させ、凍らせて作るものである。原告米倉啓示は、この凍み餅が大好物であり、毎年大寒のころに1年分を作り、毎日食べていた。同原告は、牧場の傍らに、多くの果樹や野菜も植えていた。同原告が山地酪農を始めたきっかけは、チーズに魅せられ、この地で採れるチーズを作るためには、山地酪農が適していると考えたからであった。同原告は、このような畑で取れたもの、酪農の産出物や天然の恵み

を享受し、豊かな食生活送っていた。

さらに、広大な米倉牧場には、春や秋には川俣町各地から小中学生が遠足に訪れたり、多くの人たちが花見等に訪れたりいていた。米倉牧場は、人々の憩いの場ともなっていたのである（指示説明 10~21 頁、甲 A270・写真 3-1~3-17）。

オ 山木屋における牧畜業と農業の結びつき

ところで、米倉牧場では、牛の寝床のために、稻藁を敷いていたが、この稻藁は、山木屋地区内の稻作農家から分けてもらっていた。同牧場で農家から稻藁をもらうときには、牧場側から牛の糞尿を用いて作った堆肥を農家に渡すという交換を行っていた（指示説明 15 頁）。また、稻作農家では、減反政策によってコメが作られなくなっても、休耕田において牧草等が栽培され、山木屋地区内の牧場に提供されていた（指示説明 8 頁、甲 A270・写真 2-4）。

このように、山木屋地区では、農業と牧畜業との間で相互に資源を循環させるなど、両者の間には強固な結びつきがあった。牧畜業が再開できるようになるためには、稻作農業の再開も必須となるのである。

カ 壊滅した原告米倉の牧場

本件事故の結果、米倉牧場は、高い濃度で放射能によって汚染された。原告米倉啓示が本件事故後に牧場の土を海外の検査機関に送って調べてもらったところ、136 万 Bq/m² という数値が検出された。この値は、前述したチェルノブイリ事故後の基準では、厳戒管理区域に相当するものであり、「もう農業には適さない」という判断がなされた。本件検証の際に、原告側及び被告側において行った、同牧場の牧草地の放射線量測定では、両者ともに、1.01 μSv/h という高い濃度が検出された。

米倉牧場において酪農を再開するためには、牧草地、採草地から完全に放射能を除去する必要があるが、同牧場の広大な面積(約30ha)の全てにおいて除染を行うのはほとんど不可能である。また、除染を行うということは、表土を剥ぎ取ることであるが、表土を剥ぎ取るということは、それまで土砂の流出を防止していた牧草も同時に除去することである。同牧場は、山地の上の方に位置するため、同牧場の表土を剥ぎ取ると、山麓の方の田畠に土砂が流出して二次被害を与えてしまう。その上、牧草もろとも表土を剥ぎ取るということは、これまで長い年月をかけて作ってきた土壌を一度に失うことになる。同牧場では、除染を行ったとしても、酪農を再開することは凡そ不可能であるため、除染は行っていない(以上、指示説明12~13頁)。

また、原告米倉啓示に豊かな暮らしをもたらしていた山の恵みのミヤマボクチは、山林が汚染されて除染もされていないような状態では採取することもできなくなっている。キノコ類は、それ自体が高い線量の汚染を受けている。例えば、山木屋地区で重宝されていた香り豊かなコウタケというキノコは、生の状態で1万3000Bq/kgという高い放射能濃度が検出された。これは、乾燥した状態では13万Bq/kgとなるということである(指示説明17~18頁、甲A270・写真3-18)。

そして、原告米倉啓示が人生の目標としていたチーズ作りもまた、完全に前途を閉ざされた。牛乳には汚染物質が濃縮されるが、チーズはさらにそれを濃縮して作るものである。従って、牧草地や採草地に少しでも放射能汚染があれば、チーズ作りは凡そ困難となる(指示説明19頁)。

以上のとおり、山木屋地区で牧畜業を再開することはほとんど

不可能な状態であるという他はない。

(4) 山木屋の産業～その2 商業～

ア 地域に密着した経営

山木屋地区の国道114号線に面したほぼ中央部の間屋と言われる地区には、同地区に8店舗ほどある商店のうち、6店舗が立ち並んでいる。間屋には、商店以外にも、旅館、郵便局、駐在所、診療所、小中学校があり、山木屋地区の中心地であった。

間屋にある商店の一つ、鳴原商店は、原告鳴原益美の父の代、1950年に開業した、山木屋地区で唯一の薬屋であり、本件事故前は、薬の他、雑貨、文具、衣料品等を販売していた。同商店の隣には、パン屋、美容室もあった。また、周辺地域には薬屋がないため、隣接する浪江町津島、飯館村比曾、同長泥等の住民も同商店を利用していた。

間屋は、複数の商店がそれぞれに特徴のある、且つ地元に密着した商品を扱っており、全体で、他地区にない特徴を持った、山木屋地区ならではのスーパーマーケットのようになっていた。

山木屋地区は農家が多いので、鳴原商店では、農家の生活時間に合わせて、朝は起きたら店を開け、夜は21時近くまで店を開けることが殆どであるなど、営業時間は長かった。同商店では、薬屋という性質上、夜中に症状の相談の電話がかかってくることもあった。年配の客が多くいたため、客を送って行くことも多かった。寒い時や雨の時には、同商店に来れば帰りの心配をすることもなく買い物をすることができた。間屋には小中学校もあったが、子どもたちは帰り際に商店街を通るため、雨の日や暗くなった時等には親が迎えに来るまで馴染みの店で休ませてもらうということが日常的に行われていた。

同商店では、店主と客との関係も、単に買い物をするだけではなく、買い物に来たらお茶を飲んで話していく、客が取れた野菜を持ってくる、そのため、店主は一年中野菜を買ったことがない、というようなものであった（以上、指示説明 39～42 頁）。

このように、山木屋地区の商店は、地域の、農家を中心とする他の職業の人たちとの間で、人間的な、顔の見える付き合いを行っていたし、地域の多くの人が集まる憩いの場、休息の場となっていたのである。

山木屋地区には、問屋以外にも、例えば、3 区に広野商店があり、それぞれの区において、地域の人が集まる場、憩う場となっていたのである（指示説明 9 頁）。

イ 地域が崩壊して成り立たなくなった経営

本件事故の結果、山木屋地区だけではなく、周辺の浪江町津島、飯館村等も全て避難をするということとなった。そのため、鳴原商店をはじめ、山木屋地区の商店の顧客は、いなくなってしまった（指示説明 42 頁）。

多くの顧客を失ってしまった商店は、営業再開の見込みはない。山木屋地区に多くの住民とともにあった、しかも、山木屋地区にしかなかった、商店の殆どはもはやその場所にはなくなってしまっているのである。

（5）山木屋の文化

ア 地域の人たちの誇りであった三匹獅子舞

山木屋地区を象徴する伝統文化芸能であり、且つ同地区の人たちの誇りとなっていたのが、三匹獅子舞である。三匹獅子舞は、毎年 10 月 1 日（平成に入ってからは 10 月の第 1 日曜日）に、乙 2 区にある八坂神社に奉納される。三匹獅子舞は、約 400 年前、地

域の作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始まったものと言われている。昭和 39 年には川俣町無形文化財に指定された。また、山木屋の三匹獅子舞は、昭和 42 年、平成 5 年、平成 25 年と、これまで 3 度、福島県代表として、伊勢神宮に奉納された。山木屋地区では、これを大変名誉なこととして、昭和 42 年の時と、平成 5 年の時の奉納について、八坂神社の境内に記念碑を建立している。

三匹獅子舞を毎年八坂神社に奉納することによって、信仰の場である神社が、地域住民統合の場となってきた。即ち、地域住民たちは、毎年奉納される三匹獅子舞の準備を協力して行うなど、三匹獅子舞を通じて、深い絆で結ばれ、山木屋地区を何物にも代えがたいふるさと・コミュニティとして形成してきたのである。

山木屋地区は、前述したように、上組（1 区から 4 区）、下組（5 区から 9 区）の 2 組から成っている。三匹獅子舞は、この上組、下組の 2 組が、1 年交代で行う。上組と下組では、獅子頭の形も違っているし、踊りも囃子も全く異なっている。獅子舞の際に、三匹の獅子ともう一人、「千本」という造花を捧げ持って踊る者がいるが、この千本も、上組と下組とでは異なっている。

三匹獅子舞の踊り手は、小学校 4~5 年生から選ばれ、6 年で交代するまで務める。囃子方は、踊り手の卒業生を中心に、横笛、太鼓、謡を習得した者が務める。

三匹獅子舞の練習は、祭礼の 1 か月前から準備に入る。準備は、その年の「宿」として決められた家で行われる。宿は、昔からの旧家が務めてきた。山木屋地区の三匹獅子舞は、この宿制度が厳格に守られてきているのが特徴である。踊り手や囃子方は、宿で練習を積む。そして、祭礼の前日は、宿に多くの地域住民が集まり、

千本を作る。千本は、実際に 1000 本以上の造花から成っている。

祭礼の当日は、朝、宿で記念撮影をし、花火を合図にして「挨拶」の踊りを行い、八坂神社に向かう。八坂神社では、神楽殿前の中庭で、「三庭」(約 60 分の演目を一通り演ずることを「一庭」という) 踊る。その後、踊り手たちは、神社を出て「門付け」(依頼のあつた家の軒先で踊ること) を行い、宿に帰着して一庭踊り、最後に直会という打ち上げを行い、祭礼は終了する（以上、指示説明 22～28 頁）。

原告渡邊新一の家は、下組の宿を 16 年ごとに担当してきた旧家である。宿となった時は、祭礼の前年に獅子頭を預かってきて、次の年、次の宿に送るまで、床の間に収める。そして、前述の通り、祭礼の 1 か月前から踊りの練習の場を提供する。祭礼の前日には、同家の庭にブルーシートを敷いて、文字通り「住民総出」で、千本作りを行った。祭礼の当日には、地区の人たちに午前 4 時に家に集まってもらい、お祝いの赤飯を作るなど、食事の準備をしてもらう。同原告の家では、祭礼当日は、襖を全て取り払い、テーブルを 2 列向き合う形にして、50 人以上は入れるように設定する。そして、この当日は、記念撮影をして送り出し、最後に戻ってきて一庭踊って直会をするまで、宿が、地域住民総出の祭礼の場となるのである（指示説明 53～55 頁）。

このように、山木屋地区の三匹獅子舞は、踊り手となる子どもたち、囃子方となる若者たちばかりではなく、多くの地域住民たちが協力して準備を行い、祭礼に関わりを持っていたのであり、山木屋地区の人たちの絆の要となり、400 年前の先祖から伝えられたという伝統の重みも相俟って、自分たちのふるさとの誇りとなっていたのである。

イ 地域の人たちの核となっていた山木屋小学校

山木屋小学校は、明治 8 年 4 月 15 日に開校した、山木屋地区唯一の小学校である。本件事故当時、平成 22 年度の同小学校の児童数は、70 名であった。

山木屋小学校は、単に小学生に勉学を教える場ではなかった。

同小学校の校舎の隣には、体育館の建物があるが、この体育館は、地域内の多目的施設として、小学校で使用されるだけではなく、地域の人たちの様々な交流の場として使用されていた。

また、小学校で行われるイベントも、小学生だけのものではなく、地域の多くの住民たちも参加して行われるものであった。例えば、運動会は、午前中は小学生がメインとなり、小学校と PTA とで進めるが、午後は中学生以上の生徒や大人たちも集まり、地区が一体となって行われた。山木屋小学校の運動会は、「山木屋小学校大運動会」ではなく、「山木屋地区大運動会」と銘打たれており、同地区の体育協会が小学校と一緒にになってプログラム作成の段階から関わっていた。また、運動会の後は、各地区に戻って、地区の人たち毎に懇親会が開かれた。運動会は、山木屋地区の人たちの結束と融和を図るイベントとなっていた。

また、山木屋小学校の運動場を利用して、毎年春と秋の 2 回、地区（山木屋地区に 11 ある行政区）対抗の球技大会が開かれた。男子はソフトボール、女子はバレーボールを行っていた（春には、職場チームの参加も認められた）。球技大会が終わると、各区に戻って反省会が行われた。反省会には、球技大会に出場しない人も呼ばれ、地区民全員参加の会となっていた。

それから、お盆には、12 時間ソフトボール大会が行われた。この大会は、故郷を離れている人の帰省に合わせて開催された。こ

れは、帰省をしている人たちとの旧交を温め、親睦を図り、ふるさとに帰るのを楽しみにしてもらうという狙いもあった（指示説明 29～31 頁）。

このように、山木屋小学校やその運動場は、様々な、地域が一体となるイベントが行われる、地域の人たちの交流と親睦の核となっていたのである。

ウ 地域と一体となった、未来を見据えた子どもたちの教育

山木屋地区には、広大な山林をはじめとする豊かな自然（但し、かつてと比べると失われた自然もたくさんある）があり、寒冷地であるという地域的な特性がある。山木屋地区では、この地域の特性を生かし、地域の人たちが一体となり、未来に向けた発展性のある子どもたちの教育に取り組んでいた。

現在の山木屋小学校は、平成 8 年に移転新築されたものであるが、その際に、隣接する山林を買い上げた。この山林は「学びの森」と名付けられ、豊富に取れるキノコを楽しんだり、木に樹名板が取り付けられていたりするなど、子どもたちが身近に、休み時間にでさえも、自然散策ができるような場所とされていたのである。

また、山木屋小学校の PTA が核となり、単なる学校の支援団体ではなく、山木屋地区の人たちをも巻き込んで、「少しでも豊かな自然を取り戻し、みんなで守ろう」と言うことをめざし、地域の緑化推進、環境保全等を目的として、昭和 55 年に、「緑の少年団」が結成された。「緑の少年団」は、地区の財産区の山に杉を植えたり、下草刈りをしたり、真福寺の山に雪折れに強い品種の杉や櫻を植えるなど、地区の人たちと一緒に植林活動を行った。また「緑の少年団」では、炭焼き小屋で炭焼きをしたり、そこで作った炭を自然栽培の農園に使ったり、水の浄化や除湿に用いたりという体

験をした。その農園で取れた蕎麦や小麦は、収穫したら収穫祭を行って、地域の人たちと一緒に蕎麦やうどんを打って楽しんだ。鶏小屋を作つて軍鶏を飼い、子どもたちが生きものに触れる体験をさせたり、そこで取れる軍鶏の卵のおいしさを味わう体験をさせたりした。炭焼き小屋は、炭焼き体験のために周辺地域からも子どもたちが訪れるなどしており、地域間の交流の場ともなっていた。

このように、「緑の少年団」では、子どもたちが活動を通して自然の大切さ、緑の森というものは簡単にはできないことを学び、且つ豊かな自然を利用した様々な活動を行つていたのである。そして、「緑の少年団」の活動は、自然観察、緑化運動、造林活動において、数多くの受賞歴を有しており、全国的にもその名を知られていた（以上、指示説明 32～35 頁）。

それから、山木屋地区では、寒冷地であり、冬には稲刈りを終えた田に水を張ると厚い氷が張ることを利用して、昭和 58 年、「絹の里やまきやスケートリンク」が設けられた。このリンクを開設する動機となったのは、山木屋の子どもたちは冬になると炬燵に引き籠り勝ちだったので、何とか冬場でも屋外で子どもたちの遊び場を作り、体力作りをしようということであった。

スケートを習い始めた子どもたちは、次第に上達し、このリンクから福島県代表の国体選手に育ち、やがて海外にも遠征するようになった。このリンクは、国体選手をこれまで 53 人も輩出するという快挙を成し遂げた。また、平成 7 年に行われた福島国体では、福島県代表のスケート選手は 14 名であったが、その内の 9 名は山木屋の子どもたちであった。

このように、やまきやスケートリンクは、山木屋地区の特性を

生かして作られ、本件事件前までに、山木屋を全国に誇れる地域にしていたのである（以上、指示説明 43～46 頁）。

エ 子どもたちがいなくなつて崩壊する山木屋の文化

以上に挙げた、三匹獅子舞、緑の少年団、やまきやスケートリンクは、何れも、子どもたちが主人公である。

本件事故後、山木屋小学校は、川俣南小学校の校舎を間借りして開校している（指示説明 29 頁）。しかし、本件事故による避難生活によって転校する子どもが増え、本件事故前に 70 名いた児童数は、4、5、6 年生全部合わせて 17 名に減っており、しかも 3 年生以下が一人もいない。あと 3 年もすれば、山木屋小学校の児童は 0 になってしまふ可能性もある。既に述べたように、山木屋小学校は、地域の文化の核となっていた。この地域の文化の核が失われたら、山木屋全体の文化が失われてしまうことになる。子どもたちの遊ぶ声があちこちから聞こえてくる、かつての山木屋の姿は、今はもうない（指示説明 37～38 頁）。

子どもたちがいなくなり、山木屋地区の伝統文化であり、誇りでもあった三匹獅子舞を受け継ぐこともできなくなった。三匹獅子舞保存会副代表を務める原告菅野清一は、400 年続けてきた、「あの太平洋戦争の最中でさえ一度も途絶えることなく続いてきた三匹獅子舞が、東電の原発事故によって一瞬にして途絶えてしまった。原発事故で潰されたのは、悔しい」と述べている（指示説明 27～28 頁）。

山木屋地区の特性を生かした地域づくりをするために行われていた活動も、主人公の子どもたちがいなくなつて、中断せざるを得なくなった。やまきやスケートリンクの創設以来、運営万般に亘る責任者を務めてきた原告大内秀一は、「自分たちの住む山木屋

を誇りに思える地域にしようと思った。でも地理的条件や気象条件は変えることができない。それで山木屋にある良いもの素晴らしいものを掘り起こして、素晴らしい地域にするしかないと考えた。それで思いついたのが、緑の少年団であり、田んぼリンクである」「次世代を担う子供たちがこの地域にいなければ、故郷喪失以外の何ものでもないと思う」「本当に悔しいし、残念だ。今まで私たちがやってきたのは何だったのだろう」と述べている（指示説明 46～47 頁）。

4 まとめ

本件検証で明らかとなつたのは、次のような点にまとめられる。

- (1) 山木屋の人たちは、周囲の里山や農地も含めた広い敷地に建つ広い家に大家族で住み、自然の恵みを楽しみつつ、ゆったりとした生活を送っていた。
- (2) 山木屋の主産業である農業や牧畜業は、里山の産物を利用し、且つ相互に連携を取りながら、営まれていた。
- (3) 商店は、山木屋の人たちになくてはならない商品を提供するばかりではなく、住民たちの憩いの場ともなっていた。
- (4) 山木屋では、地域が一体となって伝統文化である三四獅子舞を支えてきた。
- (5) 山木屋では、地域の誇りとなるような新しい活動を、子どもたちを主人公に据えて、地域が一体となって行ってきた。
- (6) ところが本件事故は、住民たちを従前の生活から切り離して窮屈な生活を強いることとなつた。
- (7) 本件事故は、農地や里山を汚染し、農業や牧畜業を継続することを困難にした。本件事故は、山木屋の主産業を潰滅に近い状態とした。

(8) 本件事故は、地域の住民をばらばらにし、商店の経営を立ち行かなくした。

(9) 本件事故は、地域から子どもたちを失わせ、地域の核となっていた小学校の存続を危うくしており、且つ、地域の伝統文化や新しい活動を途絶えさせた。

本件事故は、山木屋地区から、地域の安全性、産業、文化(伝統文化及び新たな文化を含む)、人、地域の継続性を奪い去ったものであり、これらのことことが本件検証によって明確になったのである。

〔以下、本頁余白〕

第2 避難指示解除後も帰還困難な山木屋の現状

1 避難指示解除と住民の帰還問題

政府は、福島県内の4町村（浪江町、川俣町、飯舘村、富岡町）に出していった「避難指示」を2017（平成29）年3月31日と4月1日に一斉に解除した。その対象者は計約3万2000人に及ぶ。川俣町山木屋地区の「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の避難指示は、3月31日をもって解除された。

これにより、原発事故直後に11市町村約8万1000人に出された避難指示は、「帰還困難区域」を除いて、対象区域の約7割で解除されることになる。

さらに、避難先で生活を続ける選択をした場合でもさまざまな支援制度が打ち切られ、2018（平成30）年3月にはこれまで継続してきた賠償が打ち切られようとしている。

しかし、避難指示を解除された地域の生活環境は一向に改善されていない。福島県全体の面積の約7割を占める森林は除染されておらず、除染廃棄物のフレコンバックが山積みとなって農地や住宅地の上に置かれたまま撤去される目途が全く立っていない。原発事故の収束や汚染水処理、汚染物質の仮置場から中間貯蔵施設への移動などの見通しもない。ふるさとに戻りたいという意向の強い高齢者のための医療福祉サービスが未整備であるなど、インフラ復旧・整備も進んでいない。

帰還を望んでいる住民も、放射能汚染に晒されないのか、仮置場はいつ撤去されるのか、営農の再開ができるのか、買物の利便性が確保されるのか、など様々な不安があるにもかかわらず、この不安が解消される見通しもない。

住民はふるさとに帰還したいと望んでも、このような劣悪な生活環

境のふるさとに帰還するのは困難であるというのが実情である。

2 避難指示解除市町村の帰還率・帰還希望率

福島原発事故により、164,865人（2012（平成24）年5月時点）の人々が故郷を追われ、避難を余儀なくされた。事故後6年経ってなお、避難者60,179人（2017（平成29）年5月時点）が、厳しい避難生活を送っている。

2016（平成28）年までに避難指示が解除された6市町村では、解除後も住民の帰還は進んでいない。帰還率は、震災発生時の人口と比べて、広野町・田村市で約5～6割、川内村は約2割、楢葉町・葛尾村・南相馬市小高区は放射線量が高い地域のため1割にも満たない（下表参照）。

復興庁が2016（平成28）年から2017（平成29）年にかけて公表した住民意向調査で「戻りたい」と回答した人の割合は、飯館村・川俣町で3～4割、浪江町・富岡町では2割未満と低い。6年間に及ぶ避難の長期化で、避難先に生活拠点を築いた住民も多い。

避難指示区域における解除後の帰還率・帰還希望率

	市町村	解除時期	解除区域	2011年3月11日時点の各区域の住民登録数(人) ^{※1} (帰還困難区域を除く)	2017年1月13日現在の帰還者数(人) ^{※1}	帰還率(%)	住民意向調査の帰還希望率(%) ^{※2}
1	広野町	2011年4月21日	旧緊急時避難準備区域	5,490	2,897	52.0	—
2	田村市	2014年4月1日	避難指示解除準備区域	都路地区東部	380	231	60.8
3	川内村	2014年10月1日	旧避難指示解除準備区域	270	62	10.3	63.7
		2016年6月14日	旧居住制限区域	51			
4	楢葉町	2015年9月5日	避難指示解除準備区域	8,011	767	9.6	9.6
5	葛尾村	2016年6月12日	避難指示解除準備区域・居住制限区域	1,567	107	6.8	43.4
6	南相馬市	2016年7月12日	避難指示解除準備区域・居住制限区域	小高区 原町区	12,842 1,439	1,248 158	9.7 11.0
7	飯館村	2017年3月31日	避難指示解除準備区域・居住制限区域	5,917	0	0.0	33.5
8	川俣町	2017年3月31日	避難指示解除準備区域・居住制限区域	山本原地区	1,133	0	0.0
9	浪江町	2017年3月31日	避難指示解除準備区域・居住制限区域		15,440	0	0.0
10	富岡町	2017年4月1日	避難指示解除準備区域・居住制限区域		9,679	0	0.0
11	大熊町	未定	—		383	0	0.0
12	双葉町	未定	—		240	0	0.0

※1 福島県の発表をもとに一部改変して作成 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/26-2.html>

※2 復興庁住民意向調査結果より <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1~4/konseiyousa/>

（「原子力資料情報室通信」第514号（2017/4/1）より引用）

3 「川俣町住民意向調査」と調査対象

2017（平成 29）年 2 月 14 日に「復興庁 住民意向調査速報版（川俣町、南相馬市、川内村、葛尾村）」（甲 A494）及び「川俣町住民意向調査 調査結果（速報版）」（甲 A495）が公表され、同年 3 月に「川俣町 住民意向調査 報告書」（甲 A496）が公表された。

川俣町住民意向調査の対象は「山木屋地区の世帯の代表者（550 世帯）」、回答者数は 280 世帯（回収率 50.9%）、調査実施期間は平成 28 年 11 月 14 日～同月 28 日とされている。

本件調査は、世帯の代表者を対象としたものであるが、この点について、社会調査の視点から見ると問題があるとする社会心理学者の意見がある。すなわち、「調査において、世帯主に尋ねるか、ある年齢以上の世帯員全員に尋ねるかは、回答の分布を左右する問題である。とくに、原発からの避難という、性別や年齢により考え方の異なる争点については、世帯主の意見だけでは、家族の意向をとらえたとはいえず、結果として、実際の帰還や移住の行動と解離する可能性が高まる。復興庁との共同調査ではこの点を考慮して、2012 年調査ではほとんどの自治体が、ある年齢以上の世帯員全員に回答を求めていた。一方、2013 年の共同調査では、すべての自治体が世帯の代表に尋ねている。」（岩井紀子「原発避難に関する住民意向調査—社会調査の視点から見た課題」（甲 A497））と指摘されている。

本件調査結果によれば、後述のとおり、世帯主が若年者であるほど帰還を希望する者が少なくなる傾向がみられ、かつ、年少者のいる世帯では「家族の一部での帰還を考えている」とする者が多数に上っていることからすると、「ある年齢以上の世帯員全員に尋ねる調査方法」を取っていれば、帰還希望者の割合はかなり下がるものと考えられる。本件調査結果を検討する場合にはこの点が考慮されなければならない。

4 川俣町住民意向調査の結果

本件調査結果のポイントは以下のとおりである（甲 A493～495）。

① 山木屋地区の避難指示解除後の帰還意向

戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）	43.9%
戻らないと決めている	31.1%
まだ判断がつかない	13.6%

② 帰還時期

解除後すぐに戻りたい（1年以内）	73.2%
解除後3年以内に戻りたい	8.1%
解除後5年以内に戻りたい	0.8%
解除後10年以内に戻りたい	2.4%
時期は決めていないがいずれ戻りたい	13.8%

③ 帰還を判断する上で必要な情報（「まだ判断がつかない」回答者）

どの程度の住民が戻るかの状況	63.2%
仮置場撤去の見通しに関する情報	52.6%
放射線量の低下の目途、除染成果の状況	44.7%
放射線の人体への影響に関する情報	42.1%
道路、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途	36.8%
中間貯蔵施設の情報	31.6%
原発の安全性に関する情報	26.3%
働く場の確保の目途	26.3%

（25%以上の回答を記載）

④ 戻らないと決めている理由（「戻らないと決めている」回答者）

放射線量が低下せず不安だから	29.9%
原発の安全性に不安だから	25.3%
医療環境に不安があるから	48.3%
生活に必要な商業施設などが元に戻りそう にないから	37.9%
山木屋地区外への移動が不便だから	36.8%
営農などができそうにないから	28.7%
介護・福祉サービスに不安だから	28.7%
山木屋地区に戻っても仕事がなさそうだから	27.6%
避難先の方が生活利便性が高いから	60.9%
高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不 安だから	33.3%
他の住民も戻りそうにないから	27.6%

(25%以上の回答を記載)

5 川俣町住民意向調査結果の検討

(1) 山木屋への帰還意向

本件調査結果によると、「山木屋に戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」が 43.9%となっており、他市町村の意向調査結果と比べると山木屋への帰還希望を持っている者は相当高率である。

しかし、「山木屋地区の居住等の状況」（「川俣町議会全員協議会資料（原子力災害対策課）」（甲 A498））によると、2017（平成 29）年 7 月 1 日現在における山木屋地区への帰町者（「町に避難終了届

の提出があった方」と「仮設住宅や借上げ住宅等の終了届で終了後の居住地を山木屋とした方」と「出生・転入・転居者」の合計)は94世帯214人であって、山木屋地区550世帯のうちの僅か17%に過ぎない。

さらに同書面では、「行政区長等への聞き取りでは、帰還見込みは140~150世帯程度(人数は分からぬ)。」と報告されている。これを前提にすれば550世帯のうち帰還見込みは140~150世帯、すなわち24~25%にとどまることになる。住民意向調査の帰還希望43.9%という割合は、実際の帰還者数を予測する数値とはいえない。住民意向調査の帰還希望を問う質問に(将来的な希望を含む)と記載されており、山木屋の住民だった者は誰しも山木屋に戻りたいという願望を強く持っているため、帰還希望の回答数が増えたものと考えられる。

山木屋の避難指示が解除されてから4か月が経過した現在においても、山木屋の被害は極めて深刻であり、次項以下に述べるとおり、帰還希望が容易に叶えられるような状況にはない。

(2) 「戻りたいと考えている」と回答した者の年齢層

「戻りたいと考えている」と回答した者を年齢別にみると、60代では55.1%、70代以上では44.3%となっており、帰還希望者は高年齢者が多い。

他方、「戻らないと決めている」と回答した者は、10~20代では66.7%、30代では61.1%、40代では59.1%と、若年層ほど帰還を断念する傾向がある。

さらに、「戻る場合に家族全員か一部か」との問い合わせに対しては、「家族全員での帰還を考えている」は39.8%であるのに対し、「家族一部での帰還を考えている」は43.9%と高い。これを世帯構成別にみ

ると、「18歳未満のいる世帯」では、「家族一部での帰還を考えている」が56.3%と高率であるのに対し、「家族全員での帰還を考えている」は25.0%にとどまる。同じ家族であっても高齢者が帰還し若年者は帰還しないという家族離散の事態が生じることになる。

これは、若年世代とりわけ子供たちへの放射能汚染の影響が危惧されている状況が帰還を困難にしているからである。次代を担う子供たちを含む若年世代が帰還しなければ、山木屋のコミュニティー再生はありえない。

(3) 帰還を困難にしている山木屋の現状

山木屋への帰還を困難にしている山木屋の現状は、本件調査結果からも指摘することができる。

前記のとおり、「まだ判断がつかない」という回答者への「帰還を判断する上で必要な情報」の問い合わせに対する回答状況(4③)、及び、「戻らないと決めている」という回答者への「戻らないと決めている理由」の問い合わせに対する回答状況(4④)から見ても明らかとなり、山木屋への帰還を困難にしている被害の現状として、下記の6項目を挙げることができる。

- ① 原発の安全性に対する不安と放射能汚染に対する不安
- ② 森林の除染問題
- ③ 仮置場の撤去問題
- ④ 尖農再開の困難性
- ⑤ 生活に必要なインフラ復旧の目途
- ⑥ どの程度の住民が帰還するかの問題

これら各項目について以下に順に述べる。

6 原発の安全性に対する不安と放射能汚染に対する不安

(1) 原発の安全性に対する不安

本件原発事故から6年余が経過しているが、原発事故によって放出され、あるいは現在も放出され続けている膨大な量の放射性物質は、いまだに多くの未解決の問題を残したままである。原発の汚染水漏洩対策の目途もたっておらず、原発事故の収束には程遠い状況にある。ましてやメルトダウンした原発の廃炉への道のりは果てしなく遠い。

原発の安全性に対する不安は、福島原発から40キロメートルしか離れていない山木屋への帰還をためらわせる要因の一つになっている。

(2) 放射能汚染に対する不安

原発の安全性に対する不安に加えて、山木屋の現実の放射能汚染への大きな不安が山木屋への帰還の妨げになっている。

国による除染実施計画の目標は、まずは、追加被ばく線量が年間 20mSv （空間線量率換算値 $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）超の地域における住居等及び農用地については、年間積算線量が 20mSv 以下となるよう目指すこと、そして、長期的な目標としては、追加被ばく線量が年間 1mSv （空間線量率換算値 $0.23\text{mSv}/\text{h}$ ）以下となるよう目指すことである。

山木屋地区の除染後のモニタリング結果を検証した結果によると空間線量率はすべての箇所で $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回ったとの報告がある（川俣町山木屋地区除染等に関する検証委員会）。しかし、年間 20mSv （空間線量率換算値 $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）という基準値は国が避難指示を出す基準として用いた年間放射線量であり、国際的にも事故やテロなど緊急時の対応を発動する基準として作られたものであって、平常の生活を営むことを可とする基準ではない。

そして、山木屋の除染対象地域には年間 1mSv （空間線量率換算値 $0.23\text{mSv}/\text{h}$ ）を超えるところが至る所に存在する。

環境省によると山木屋の除染対象地域内には「局所的に線量の高い箇所」（ホットスポット）が 2,044 箇所あって、2014（平成 26）年 5 月からその除染を実施したという（「局所対応の状況について」甲 A507 号証）。

これについて、川俣町議会の総務産業常任委員会が 2016（平成 28）年 6 月 6 日に同ホットスポットの現地調査をしたところ、「字広久保山 18 の宅地」が 0.7~1.3 mSv/h、「木ノ間山 14 の 3 の林縁」が 1.05~1.2 mSv/h など、0.23mSv/h を超えるところが 8 箇所も確認された（「ホットスポット対策の説明について」（甲 A508 号証））。

国の除染作業が極めて不十分であることが判明したため、川俣町議会は、2016（平成 28）年 6 月 7 日付で「国（環境省）」に対し「直轄除染に関する意見書」（甲 A509 号証）を提出し、「ホットスポットと言われる再除染箇所が 2,044 カ所にのぼるなど、多くの課題を残しており、住民から再除染を要望する声は山木屋全地区から寄せられている。・・・よって、国は住民が要望する再除染については、すべて国の責任において平成 28 年度内に完了すること」を強く要望した。しかしその後も再除染はされていない。

「第 1 検証からわかる山木屋の現状」で述べたとおり、本件山木屋検証の際にも、山木屋の居住近隣地域で年間 1mSv（0.23mSv/h）を超える地点が何カ所も存在していることが放射線量の測定結果により確認されている。

山木屋の面積の 64% を占める山林が除染対象から外されていること、除染対象となった地域の除染の効果にも様々な疑問があることなどから、住民からは放射能汚染を心配する声や、除染が不十分であるとの疑問や要望が多く出されている（「ホットスポット対策の説明について」甲 A508 号証）。

山木屋に帰還すれば、「帰還後の暮らしの場には被曝による健康リスクが確実に存在する。」（甲 A252）と専門家から指摘されている問題が現実化するのは必至であり、放射能汚染に対する不安が山木屋への帰還を困難にさせている。

7 森林の除染問題

（1）森林における放射性物質の流失・拡散の実態

ア 環境省の実証事業で得られた「知見」

環境省の「環境回復検討会」は、原発事故により放出された放射性物質の環境汚染への対処として除染等の措置等に係る事項等について検討するために設置されたものであるが、平成 27 年 12 月 21 日に「森林における放射性物質対策の方向性について」（甲 A499）を発表した。

それによると、環境省の実証事業で得られた「知見」は以下のとおりである。

【森林における放射性物質の分布等】

- ① 平成 26 年の森林内の空間線量率は、主に物理学的減衰により、平成 23 年に比べて 58%～67% に低下している。
- ② 事故当初、樹木の葉、枝等に付着した放射性物質は、時間の経過とともに林床の落葉層や土壌に移行し、現状では 8 割程度が土壌表層部に滞留しており、鉱質土壌によって強く保持されている。

【森林の堆積有機物の除去の影響】

広範囲にわたる森林の堆積有機物の除去は、土砂等の流出を促進させることができるとともに、エリア C に相当する森林（「住居等近隣の森林」「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」以外の森林）の堆積有機物除去は、一般的には居住地等周辺の空

間線量率の低減にはほとんど効果がないことが確認された。

【森林から生活圏への放射性物質の流出】

降水量が多い場合にはエリア C からの土壌の流出量が増加することが確認されていること、森林近隣の住居等周辺において、除染後数年経過した後に空間線量率が上昇する場所が一部見られ、その原因の一つとして、森林の下層植生の状況、斜面の傾斜等によつては、土壌に付着した放射性物質の一部が居住地等周辺の空間線量率の上昇に影響を与える場合があることも指摘されている。

【森林における放射性物質対策の進め方】

森林の表層は微妙な環境で成り立つており、その堆積有機物や土壌は森林にとって非常に重要なものであるため、広範囲にわたつて森林の堆積有機物を除去すれば、土壌流出や地力低下による樹木への悪影響が懸念されるとともに、エリア C に相当する森林の堆積有機物除去は、一般的には林縁の空間線量率の低減にはほとんど効果がないと考えられることから、現状においては、基本的には実施しないことが適当と考えられる。

イ 上記「知見」から指摘できること

上記「知見」から山木屋の森林における放射性物質の流失・拡散の問題について以下のことが指摘できる。

第 1 に、森林内の空間線量率は、時間的経過による物理学的減衰があつても、なおも原発事故直後の空間線量率の約 60%もあること、樹木の葉、枝等に付着した放射性物質は 8 割程度が土壌表層部に滞留して鉱質土壌によって強く保持されていることから、山木屋の森林内への住民の立ち入りはできない。

第 2 に、降水量が多い場合には山木屋の森林（エリア C）から土壌等に付着した放射性物質の流出量が増加すること、森林近隣

の住居等周辺においては土壤に付着した放射性物質の一部が居住地等周辺の空間線量率の上昇に影響を与える場合があることから、森林に囲まれた山木屋の居住地域では、降水量の多い時に、また時間の経過とともに、未除染の森林から放射能が流れ落ちてきて、住宅地・農地等の空間線量率が上昇するおそれがある。

第3に、環境省は森林除染を基本的には実施しないのが適当であるとの見解を表明しており、現時点までその見解を変更していないことからすると、中山間地の山木屋に広範に存在する森林は今後も除染されないものと想定されるため、山木屋に帰還するにさらなる放射能汚染が避けられないことになる。

(2) 森林除染に関する国の方針とそれに対する批判

除染事業を統括する環境省の森林除染に対するスタンスは、2012（平成24）年7月31日環境回復検討会（第5回）の「森林除染の考え方の整理（案）」（甲A500号証）に明確に示されている。それは「放射性物質の流出・拡散防止のために、森林全体の除染を行う必要性は乏しいのではないか。」というものである。こうした認識に基づき、住居や農用地等に隣接する森林を対象に林縁から約20mの範囲を除染するだけの「裏山除染」が行われてきた。

こうして「森林は除染せず」という原則を何度も確認してきた環境省は、2015（平成27）年12月下旬に開催された第16回環境回復検討会において、「大半の森林では原則として除染しない」という方針を最終判断として示した。その理由について、井上信治環境副大臣は「広い森林を面的に除染するのは物理的に困難で（落ち葉などの堆積物を取り除くことによる）土壤流出など悪影響もある」と説明した（2016年1月11日福島民友net.com/news（甲A501）。

これに対し、福島県や原発事故による避難市町村は、除染が森林

の大半で行われない場合、住民の帰還意識や林業再生に影響するのではないかと危惧し、福島県の森林組合や帰還を目指す住民から批判や不安の声が一斉に上がった（2015年12月21日毎日新聞（甲A243））。

地元の反発を受け、政府は2016（平成28）年2月、復興庁と環境省、農林水産省による「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」を立ち上げた。同チームは里山再生モデル事業の実施を決め、避難指示区域とその周辺地域から約10カ所をモデル地区に選び、2016～2019年度にかけて除染や森林整備を実施し、放射線量率の低減効果などを検証するというものである。山木屋では川俣町立山木屋小学校の学校林である「第二親子の森」がモデル地区に選ばれた。

しかし、このモデル事業に対して学者は以下のように批判している（早尻正宏北海学園大教授「森林の回復に必要なものは何か」（甲A502・16頁））。

「このモデル事業は新たに財源が別途に設けられた新規の事業ではなく、ましてや森林除染に対する環境省のスタンスが転換したわけでもない。長い年月のかかる森林の再生には中長期にわたる継続的な支援が不可欠であり、そのためには財源の安定的な確保が鍵を握る。森林除染をめぐる現行の枠組みでいえば、『除染』となれば東京電力が負担し、『森林整備』であれば税負担となる。名目上は『森林整備』だとしても、空間放射線量率を低減させることを事業目的に含めるのであれば、少なくともその部分は東京電力が本来支払うべきものであろう。森林除染をめぐるこうした矛盾から『モデル事業』もまた免れてはいいない。」

山木屋住民もこのモデル事業の行方に期待をかけてはいない。

仮に森林を除染の対象とした場合に、森林の表土をはぎ取った莫大な量の除染廃棄物を保管する場所がどこにあるのか。また、森林の表土をはぎ取り樹木を伐採すれば森林の生態系を壊し、森林自体がもはや森林ではなくなる。さらには除染をすることにより土砂崩れが起こり水害も発生するなど新たな環境破壊・災害をもたらすことになる。

この森林除染の持つ根本的な矛盾が克服される見通しは現在のところないと言わざるを得ない。

(3) 森林と山木屋住民との「共生関係」

山木屋住民にとって身近な森林は、農地や放牧地として伐り開かれ、周辺の森林の下草や落葉は農地の肥料として利用された。稲作にとって最も重要な灌漑用の水は森林から流れ注いでくるものだった。林業を生業とする住民にとって、森林は生業を維持するための生産の場となった。そして、森林は里山として住民の日常生活に密接不可分の地域となった。森林は、キノコをはじめとする山菜の宝庫であり、薪などの木材の活用の場であり、御社を祀る信仰の場であり、山歩きなどの憩いの場であった。このように、山木屋住民は、様々な形で森林と深く関わりながら生活を営んできた。

森林と山木屋住民との関係は、生活資材としての木材や水などを森林に依存し、森林からの恵みによって山木屋が発展してきたことを考えれば、「共生」の関係にあるということができる。

山木屋住民は、「共生関係」を断ち切られれば生活自体が成り立たなくなる。森林に立ち入れないような山木屋は、もはや山木屋ではない。そのような地域に住民は戻ることができない。

8 仮置場の撤去問題

(1) 行政区毎に存在する仮置場のフレコンバッグ

原発事故に伴う除染で取り除いた表土や草木や除染廃棄物を入れたフレコンバッグが仮置場に増え続けている。山木屋では仮置場は行政区毎に主に農地の上に設置されているため、本件原発事故前は優良な農地だった所が除染廃棄物のフレコンバッグの山によって占拠されている（甲 A 513～523 号証）。フレコンバッグは山木屋全体で合計 62 万袋に及んでいる。

フレコンバッグメーカーの公式ホームページによれば、フレコンバッグの耐用年数は一般的には 3 年～ 5 年、品質保証期間は 2 年程度である。福島県内の仮置場に置かれたフレコンバッグの破損事故の報道がこれまで何度もなされている。

(2) 仮置場の除染廃棄物フレコンバッグに対する住民の不安

川俣町役場の回答書（甲 A234）が「学校の再開に当たって保護者の不安となっていることは、通学路に積まれたフレコンバッグの存在です。仮置場の汚染土壤は、放射線を遮蔽しているため仮に安全だとしても、心情的にフレコンバッグが積まれた通学路を通学させることに抵抗感をもつ保護者は多い状況です。」と指摘しているように、フレコンバッグの存在が住民の放射能汚染への不安を募らせる原因になっている。

(3) 除染廃棄物の撤去の目処のたたない現状

仮置場は 2012（平成 24）年から設置が始まり、環境省は 3 年程度保管した後に廃棄物を中間貯蔵施設に運び出すと説明していた。その期限は疾うに過ぎているが、中間貯蔵施設に運び出す目処は全く立っていない。

環境省によると、2015（平成 27）年 3 月に仮置場から中間貯蔵施

設への輸送が始まったが、その後も仮置場は増え続け、2016（平成28）年9月に最多となった。福島第一原発を囲うように建設される中間貯蔵施設は、全体面積約16平方キロのうち、2017（平成29）年1月末時点での取得したのは約2.8平方キロにとどまっていて2割にも満たない。搬入した廃棄物の一時的な保管場所は先行整備しているが、分別などを本体施設の工事は2016（平成28）年11月に着手したばかりである。除染廃棄物の搬入先となるはずの中間貯蔵施設（大熊、双葉両町）は地権者交渉が難航し、建設の目処さえ立っていない。

山木屋地区の仮置場から除染廃棄物フレコンバッグが消える日が何時になるのか。果たしてその日が来るのか。住民の生きているうちにその日を迎えられるのか。住民はきわめて懐疑的になっている。

9 営農再開の困難性

（1）山木屋復興の前提条件としての営農再開問題

山木屋の基幹産業は農業である。専業農家、兼業農家はもとより、山木屋住民の大部分は、農業と関わりのある仕事に従事していたので、山木屋復興の前提条件は営農再開である。しかし、営農再開をめぐる環境は大変厳しいものがあり、かつての山木屋農業の復興は到底不可能である。

（2）農地除染の問題点

農地除染後に生じる問題がある。表土剥ぎ取りと客土による地力の低下、風水害による表土の流失、廃棄物の現地保管の長期化などである（行友弥農林中金総合研究所特任研究員「岐路に立つ福島県の農業」（甲 A503・35-161頁））。農民が世代を超えて丹精込めて耕作してきた栄養素豊かな表土が剥ぎ取られてしまえば、残された土地は農地ではなくなるので、その土地で直ちに農業を営むことは

不可能である。元に戻すには少なくとも5年はかかる。その間はおそらく、まともな農産物は栽培できないため、どう収入を確保したらしいかという深刻な問題が生じる。

(3) 農地を占拠する除染廃棄物フレコンバッグ仮置場

広範な面積を占める農地が除染廃棄物フレコンバッグ仮置場に占拠されているが、除染廃棄物フレコンバッグの撤去の目途は立っていない。

仮置場が存置している以上、その周辺では田園に不可欠な灌漑用水路の設置もできない状況にある。

(4) 農業労働力

前述のとおり、山木屋に帰還するのは高齢者が中心であって、若年層はほとんど帰還しないと予測されている。高齢者は農業労働力としては役立たない。とりわけ肥沃な表土を剥ぎ取られた後の農地での農業再開を行う場合には強靭な体力と気力が要求されるため、高齢者がそれを行うのは不可能である。

(5) 根強い風評被害

山木屋住民が山木屋での営農再開を困難とする理由の一つに風評被害を挙げる者が多い。様々な困難を克服して営農を再開しようとしても、風評被害により農産物が売れなければ営農の維持ができない。

消費者庁の2016(平成28)年10月5日「風評被害に関する消費者意識の実態調査(甲A504)によると、消費者が「放射性物質を理由に購入をためらう産地」として挙げる産地は、2013(平成25)年2月の第1回調査から2016(平成28)年8月の第8回調査まで一貫して「福島県」が最も多く、2割近い水準のまま推移している。

また、2017(平成29)年3月11日付け河北新報は、「<震災6年

>福島産農産物「根強い風評被害」との報道をしたが、それによると、「『福島県産の農産物を購入する』は44.0%、『福島県産の水産物を購入する』は32.1%だった。原発事故から6年がたっても福島産品を敬遠する風評被害の傾向は強い。福島県内の集計でも『農産物を購入する』は58.5%、『水産物を購入する』は41.5%にとどまった。」としている（甲A505）。

除染後も除染廃棄物を詰めた袋が農地に積み上げられたままの状況で「ここで作った作物を誰が買ってくれるのか」という声も少なくないという（甲A503・43-169）。

（6）営農再開への消極的姿勢

農業者の多くは帰還後の営農再開に消極的である。

川俣町は、山木屋地区について2013（平成25）年11月に「営農再開に係る意向調査」を実施した（甲A506）。これによると、「通いで早期に再開したい」が9%にとどまり、「帰還してから再開したい」が37%だった。農地近隣に居住してからでないと農作業は難しいとの意向が示されている。さらに、「再開する予定はない」31%、「回答できない」11%、「無回答」23%を合わせると過半数が営農再開に消極的な姿勢を示している。

専門家は農業者の消極的な姿勢には複合的な理由があるとして以下のように論じているが、この指摘は正鵠を得ている。

「農業機械や農業用施設の設備が残っていても何年も使わなかつた農業機械は修理や部品交換が必要で、高齢化した農業者にはその経費や労力が大きな負担となる。長期にわたる休止で気力がなえてしまつた人も少なくないと推測される。若年層の場合は、帰還 자체が重い選択になる。青壮年の避難者には都市部の借上げ住宅（みなしが仮設）に入居し、農業以外の仕事に就いたケースが多い。子供の

通学事情や生活の利便性から、都市生活の継続を希望するようになるのも無理はない。放射能汚染に対する漠然とした恐怖感や『農業で暮らしていけるのか』という不安も、帰還の意思を鈍らす要因になりうる。」（甲 A502・42 - 168）

10 生活に必要なインフラ復旧の目途

山木屋での生活に必要なインフラ整備はいまだ整っておらず、復旧の目途も立っていないというのが現状である。診療所、介護施設、商業施設など、住民の日常生活にとって必要不可欠な環境整備がなされていないので住民の帰還が困難となっている。

（1）診療所

山木屋に現に存在する医療機関としては、川俣町国民健康保険山木屋診療所があり、2016（平成 28）年 12 月から診療を再開した。しかし、診療スタッフが内科医師 1 名、看護師 1 名だけの診療所で、診療時間は月曜午後の 2 時間と水曜午前の 2 時間のみである（甲 A511・512 号証）。これでは急病への対応は無理であり、住民は、適時、適切に医療が受けられることへの不安が強い。

（2）介護施設・福祉施設・介護サービス

「町役場回答」（甲 A234）「山木屋地区には、福祉施設はありません。」とされているとおり、福祉・介護施設がないので、福祉・介護施設に入ろうとする高齢者は他所に行くしかない。

（3）商業施設

「町役場回答」（甲 A234 号証）は「地域のコミュニティーの維持、生活支援などを目的として、山木屋地区の中心部に復興拠点（商業施設）の整備計画があります。」としているとおり、すでにその建物は 2017（平成 28）年 7 月 1 日に完成した（甲 A524・525 号証）。しかし、現状は商業施設の箱モノづくりに過ぎない。商業施設で購

入できる食料品の品数は少なく、現在の山木屋帰還住民の需要を満たすに至っていない。住民はやむを得ず川俣町中心街まで車で買物に出かけるしかない。しかも、今後は商業施設の維持費として年間2,000万円余の町の負担が発生するため、山木屋に帰還する住民が少なければ、商業施設の維持は困難になる（甲 A 510 号証）。

（4）町役場機能の未整備

「町役場回答」（甲 A234）は、「山木屋地区において町役場機能を担う場所として、山木屋生活改善センター内に「山木屋出張所」を開設していましたが、原発事故以降は山木屋地区が避難指示区域となったことから、町役場機能を停止して山木屋出張所は休止しています。現在、山木屋生活改善センターの除染作業や建物内部の清掃は完了して、電気、水、電話についても使用可能な状況です。町役場機能を復帰するために山木屋出張所を再開する場合は、職員体制、事務用機器・備品の整備、P C 機器・L A N の整備が必要となります。」と回答していたが、現状は未整備である。

（5）国道 114 号線の通行止め

国道 114 号線は、山木屋地区と県沿岸部の浜通りを最短距離で結ぶ幹線道路であるが、東隣の浪江町にある帰還困難区域で通行止めになっているため、山木屋は袋小路の状態となり、山木屋復興の障害となっている。しかし、帰還困難区域との関係で通行止めが解除される目途は立っていない。

11 山木屋にどの程度の住民が帰還するかの問題

本件事故当時の山木屋地区 539 世帯 1155 人と比べると、山木屋に帰還する住民は著しく減少し、帰還する者も高齢者が中心になると予測されている。それでは農業の担い手はほとんどいなくなるのは必至である。

かつての山木屋では、大型農機具や農業施設を共同で維持管理していたケースが多かったが、帰還しない住民が多数に上れば、それらの維持管理は経済的にも不可能となるばかりか、大型機械の操作や作業は高齢者では困難であるため、農地や用水路の維持管理も不可能となる。

しかも、農業は自然を相手として営まれるものであるため、かつての山木屋のように集落全体で総合的・系統的に農地を維持管理できなければ、農業 자체が成り立ち得なくなる。

帰還する住民が少なければ、本件事故前に存在していた商店、金融機関、診療所、ガソリンスタンドなどの住民生活の基盤となる施設も存続し得なくなり、寺社も檀家や氏子が減少すれば、維持できなくなる。そのような結果として、住民の日常生活が成り立たなくなる。

大部分の住民が帰還し、本件事故以前の日常生活が復活できなければ、かつての山木屋での生活を取り戻すことは不可能である。

12 帰還困難による「ふるさと喪失」

以上のとおり、避難指示解除後も山木屋への帰還が困難であるから、山木屋の地域コミュニティは成り立たないことになる。後で述べるとおり、山木屋住民の「ふるさと」が喪失していることは明らかである。

[以下、本頁余白]

第3 ふるさと喪失慰謝料

1 はじめに

以下では、第1及び第2で明らかにした山木屋住民の本件事故前の生活状況等及び本件事故による被害実態に照らし、同人らにはふるさと喪失による損害が発生していることを除本証人の意見書及び証言を踏まえて述べる。

2 ふるさと喪失慰謝料の枠組み

(1) 侵害された権利法益

原告らが本件事故によって侵害された権利法益は、「包括的生活利益としての平穏生活権」(甲 A146・淡路剛久教授意見書11頁)であるが、同権利法益の侵害による損害の一つがふるさと喪失による損害である。すなわち、ふるさと喪失慰謝料は、包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された地域生活を享受する権利(地域生活利益)の侵害の結果として生じた損害である。

この点、淡路剛久教授は、地域生活から享受してきた権利法益の要素である「地域生活利益」を、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能、の5つの法益に整理している。

(2) 除本証人の意見について

除本証人によれば、「ふるさとの喪失」は地域と避難者個人の2つのレベルに分けて検討すべきである。これは、避難者は、本件事故により直接の被害を受けるだけではなく、地域の被害を媒介にしても被害を受けており、その連関を捉えることが重要だからである(甲 A246・除本証人意見書3頁)。

そして、除本証人によれば、避難者が本件事故により直接的又は地域レベルの「ふるさと喪失」を媒介として間接的に被った「ふる

さと喪失」被害の実態は、本件事故前の居住地における「生活と生産の諸条件」の喪失を意味する（除本証言 6 頁）。

すなわち、我々が特定の範域（地域）において生活・生産をすることができるるのは、その地域に独自の条件が総体的に機能しているからである。その諸条件は、自然環境、経済、文化（社会・政治）等の複数の要素からなる。それらの諸要素が一定の範域（地域）に複合的な一体のものとして存在することによって、地域は人間の生活空間として機能し、その結果として、われわれに地域における生活・生産を可能にする諸条件を与えるのである。つまり、包括的生活利益としての平穏生活権を基礎づける事実を捉えるにあたっては、その一体性を把握する総体的な視点が不可欠である。

また、人間活動が作り出す日常生活を支える諸要素の結びつきの仕方は多様なので、地域の独自性が歴史的に形成され、その結果生産と生活の諸条件は、長期継承性・固有性を持つことになる。長期継承性・固有性を有するということは、それが再度取得することができない非代替的なものであること（かけがえがないこと）を意味する。それらは事後的に回復が困難ないし不可能であるため、それらを失うと人々は深い喪失感をもつことになる。したがって、原告らが失ったものを検討する際には、その中には本来的に回復ができない性質を有するものがあり、その非代替的な価値を把握しなければ損害を適切に認定することができないことを看過すべきではない。

以下では、山木屋の原告らにとっての生産と生活の諸条件の内容及びそれが失われたこと、そして原告らが深い喪失感を感じていることについて詳説する。

3 生産と生活の諸条件の一つとしてのコミュニティ

(1) コミュニティの位置づけ

コミュニティは生産と生活の諸条件の一つである。コミュニティを基礎として他の生産と生活の諸条件が形作られていくという面と、他の生産と生活の諸条件を構成する要素によってコミュニティも形作られていくという面がある（除本4頁）。

そして、我々は、コミュニティの構成メンバーになることによって、当該地域社会から①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全維持機能といった生活利益を得る（除本6頁）。それら5つの利益をコアにして、自然環境等の他の生産と生活の諸条件が一体となってそれを取り巻いている構造となっている（除本7頁）。

(2) 地域生活利益の前提となる山木屋コミュニティ

コミュニティに基づく地域生活利益が発生する前提として、当該コミュニティが親密であり信頼関係が形成されていることが必要である（除本9頁）。

この点山木屋は、盆地としての性質も相俟って、地域としての繋がりが非常に強く、行政区毎のまとまりも強い。事実をさらに補足すれば、山木屋においては、住民相互の信頼関係が厚いため、昼夜問わず自宅には鍵をかけない民家がほとんどである。

そのような山木屋の濃密なコミュニティは、下記の利益を山木屋の住民に与えてきた。

(3) 生活費代替機能

山木屋の住民は、収穫した米や野菜、川魚を親戚や近隣住民に「おすそ分け」して暮らしていた。そのため、自給できない住民も、他の住民との密な人間関係のおかげで、低コストで食材を手に入れる

ことができた。

また、酪農業の過程で採取できる動物の糞尿と水稻業の過程で採取できる稻藁を交換するということも行われていた。稲作農家の休耕田では牧草が育てられ、酪農家に提供されていた。そのように、山木屋地区内で資源を循環させることによって、それぞれの産業が営まれていた。それらは、肥料代等の節約に効果的であった。

以上のように、山木屋の住民はコミュニティから生活費代替機能を得ていた。そして、上記の「おすそ分け」や農家間の資源の交換等を通して、さらにコミュニティが強固になるという好循環があつた。

(4) 相互扶助・共助・福祉機能

山木屋の住民は、地域で支え合うという意識が強い。高齢者の介護や子どもの面倒も地域全体で行っていた。そのため、都市部であれば、業者による介護・介助サービスや託児サービスを利用するところを山木屋においては、住民相互の助け合いによってそれを担ってきた。

それは反面、山木屋地区においては公助機能が都市部ほどに発達していないことを指摘することができる。すなわち、本来であれば国が担うべき社会保障機能（憲法 25 条）へのアクセスが山木屋住民にとっては困難であることから、相互扶助・共助に寄らざるを得なかつたものと考えられる。

以上のように、山木屋住民は、山木屋コミュニティから相互扶助・共助機能を得てきた。

(5) 行政代替・補完機能

山木屋地区は既存の集落をもとに 11 の行政区に分かれている。それぞれの行政区は川俣町の行政と連携しながら地域の諸課題の解決

や地域福祉の向上を図ってきた。とりわけ日常生活の利便性が高くない中山間地域においては、本来行政を行う仕事を住民が肩代わりして行うことが多い。例えば、町道・生活道の清掃、整備、維持、補修、除雪や税金の徴収（いまでも存在する集落ごとの納税貯蓄組合）などである。川俣町全体では現在94の集落に納税組合があるが、山木屋地区でも本件事故前は約5割の集落で納税貯蓄組合があって、行政に代わって住民が収納対策をも講じていた。

そのほかにも、山木屋地区では地域住民が日常的に集い、集落道や用排水路の維持管理、共同墓地の維持管理、寺社の存続、冠婚葬祭、病気や火災などの不時の災難への対応等々、地域共同体において相互に扶助して生活を維持してきた。

以上のように山木屋住民は、山木屋コミュニティから行政代替・補完機能を得てきた。

（6）人格発展機能

人格発展機能の恩恵を最も享受するのは子どもである。

この点、山木屋の濃密なコミュニティでは、子育ても各家庭を超えて地域全体で行うという側面があった。山木屋の子どもが暗くなったりときや雨のときなどに商店街の馴染みの店で休ませてもらうこと、地域に溶け込んだ山木屋小学校や中学校の存在等がその一例である。子ども達からすれば、見守ってくれる大人に囲まれ、自己の名前や顔を多くの大人に認知されて成長することとなる。それらは子どもの人格発展に影響を与えるものと考えられる。

以上のように山木屋住民は、コミュニティから人格発展機能を得てきた。

（7）環境保全維持機能

山木屋の住民は、特定日を草刈りの日と定め、同日には住民全員

で道端等の草刈りを行った。住民同士が力を合わせなければ、山木屋地区の各行政区の草刈りを行うことは規模的に不可能である。

したがって、山木屋住民は、コミュニティから環境保全維持機能を享受してきた。また、それらの協同作業を通して、山木屋コミュニティはより厚い信頼関係を形成するという好循環があった。

(8) 原告らのコミュニティが失われたこと

以上のような様々な法益を住民に与えてきた山木屋コミュニティは、本件事故により分断・破壊された。避難指示解除後も山木屋に帰還する住民は少なく、とりわけ若い世代や子どもは帰還しない。そのため、山木屋は高齢者のみが生活する地区と化し、地域全体で担ってきた子どもたちの教育もなくなり、他方で山木屋小学校を中心として地域住民の交流もなくなるなど、コミュニティの存続が危機に瀕している。その結果、コミュニティを基礎として営んできた農業・畜産業・商業等の産業も営業を再開できない状況にある。

以上によって原告らは生産と生活の諸条件の一体性を失い包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたのである。

4 生産と生活の諸条件の一つとしての自然環境

(1) 自然環境と他の要素との一体性

山木屋は、広大な山林や清んだ川等の豊かな自然に恵まれ、一方で比較的高い標高での涼しい気候の中で、住民たちは、その自然環境との共生の中で暮らし、また産業を営んできた。住民たちの自宅の周囲には農地や里山が広がり、それらも含めて住民たちの生活空間が形成されていた。山木屋の豊かな自然環境は、生産と生活の諸条件を構成する他の要素と一体となって山木屋住民に多くの利益をもたらしてきた。

(2) 一体性の具体例

ア 自然環境と農業・酪農業との一体性

例えば、山木屋における農業・酪農業(以下「農業等」という。)は生産と生活の諸条件のうち「経済」に属すると捉えることができるが、農業等という経済活動には良好な自然環境が不可欠である。農業等を営んでいない場合であっても、山木屋住民の多くは、自家消費用の米や野菜を栽培しており、それによって都市部であれば購入しなければならない食材を無償で手に入れることができた。これも自然環境と「経済」との結びつきということができる。また、山木屋の主要な農産物である葉タバコの栽培は、苗を育成する過程で里山の落ち葉を資源にする堆肥を必要としている。酪農業についても、牛の餌となる牧草は山木屋の豊かで広大な自然から収穫される。このようにして、里山の自然と農業等が一体性を持って結びついている。

イ 自然環境と文化の一体性

里山でのキノコ採りや川での魚釣り等は、食料採取という点では「経済」に属する。したがって、その場合も良好な自然環境が不可欠な要素となる。

他方において、キノコ採りや魚釣り等は、貨幣経済的に見れば価値は小さくなっている。しかし、それにもかかわらず山木屋の住民がそれらの活動を行うのは、豊かな自然環境の中で行うことによる精神的価値及び文化的価値を得るためにある(除本20頁)。したがって、豊かな自然環境は「経済」と結びついていると同時に、固有性のある生活様式や食文化という「文化」とも結びついているといえる。

ウ コミュニティと自然環境の一体性

さらに、豊かな自然環境をの中で採取した食材を住民相互で贈りし合うことにより、コミュニティがより密なものになっていくと同時に豊かな人間関係の形成につながっていた（除本 23 頁）。すなわち、豊かな自然環境はコミュニティとも結びついていた。

エ 人格発展機能、共助機能、自然環境、コミュニティの一体性

地域全体で子どもを見守り、さらには運動会、緑の少年団やスケートリンクの運営によって子ども達を育成する取り組みは、もとより子どもの人格発展に寄与すると同時に、保護者にとっては共助的な意味を持つ。さらには、コミュニティにおける次世代の構成員である子どもが、自然の中で、成長の過程を通じて地域との結びつきを高めてゆくという意味で、自然環境やコミュニティの維持・発展そのものと結びついており、ここにも諸条件の強い一体性を指摘することができる。

（3）自然環境の喪失は住民の生活に重大な被害をもたらすこと

以上のように、自然環境は生産と生活の諸条件を構成する他の諸要素と一体となっているため、山木屋住民は、自然環境を喪失することが前に述べた地域生活利益の 5 つの機能をはじめとした他の利益をも喪失することになる。

山木屋においては山林の除染が行われておらず未だに線量が高く、住民たちが山の恵みを享受することはできない。また、農地であった土地には、フレコンバッグの山が築かれたままであり、山木屋全体としては田んぼの総面積の約 3 割が仮置場として利用されている。そのように、山木屋の豊かな自然環境が完全に失われたことによって、それと一体として営まれてきた山木屋住民の生活・産業は根底から破壊され、同人らの包括的生活利益が侵害されたのである。

5 長期継承性及び固有性を有するものの喪失による深い喪失感

(1) はじめに

以上で述べた原告らが自然環境から得る権利法益及び山木屋コミュニティから得る地域生活利益は、先祖代々から引き継がれた自然環境、経験、知識、人間関係等によって享受されるものであり、山木屋地区に固有の権利法益である。

他方、長期継承性及び固有性を有するものは、以上に限られるものではない。除本証人は、長期継承性及び固有性を有するものの例として、私的財としての土地・家屋、公共財としての景観及びコミュニティーの3つを挙げる（除本32頁）。以下では、山木屋において長期継承性及び固有性を有するものとして、私的財としての自宅土地建物及び農地・里山、公共財としての景観、コミュニティとしての三匹獅子舞について述べる。

(2) 私的財として自宅土地建物及び農地・里山

ア 山木屋住民は、先祖から自宅土地建物及び農地・里山を受け継いできた。

すなわち、原告らの自宅は、単なる住み処ではなく、先祖から代々付加価値を加えながら受け継いできたものであり、山木屋の住民にとって自らのアイデンティティの源泉となっていたものである。そのため、原告らにとって自宅土地建物、農地・里山は金銭では評価できない価値を有し、他の不動産によても回復することができないものである。

イ しかし、本件事故によって、山木屋住民の多くは自宅建物を解体せざるを得なくなり、その周辺の敷地も除染によって表土がはぎ取られ、他方において里山については除染の対象とされず未だに線量が高いままである。また、農地にはフレコンバッグの山が

築かれたままである。さらに、農地は除染によって表土がはぎ取られ、先祖代々にわたって生産性を高めてきた養分豊かな土壤が失われ、もとの土壤を復活させるためには、何十年、何百年にもわたる長い年月をかける必要がある。

ウ 以上のように、山木屋住民は、本件事故により、代々先祖から受け継いできた自宅土地建物、里山、農地を喪失した。

(3) 公共財としての景観

ア 山木屋地区の住民たちは多くは、豊かな自然の中で農業を営んできた。毎年、田植えの時期になると、住民たちが一斉に田んぼに繰り出し、稲を植えていく。そして収穫の時期になると、田んぼ一面に綺麗な稲穂が連綿とつらなり、それを住民たちが刈り取っていく。

そのような、自然の中で人々が一斉に農業を営んでいる景色は、先祖代々受け継がれてきた景観であるといえ、人々に安らぎと懐かしさを感じさせるものあり、その景観そのものに価値を見いだすことができる。

イ しかし現在、農地にはフレコンバッグの山が築かれ、また農業の担い手となる住民が帰還しないか、帰還しても農業を再開できる状況ではない。そのため、山木屋住民に安らぎを与えてくれていた景観は完全に失われてしまったのである。

(4) 住民のアイデンティティとしての三匹獅子舞

ア 山木屋地区の伝統文化芸能である三匹獅子舞は、約 400 年にわたり山木屋住民に受け継がれてきた。

山木屋住民にとって、三匹獅子舞は固有性と長期継承性を備える山木屋のシンボルであり、自己のアイデンティティを形成するものである。すなわち、山木屋住民にとって、三匹獅子舞は単な

る獅子舞ではなく、山木屋に固有のものであるため、他で代替することはできない。

イ しかし、子どもたちが帰還せず、三匹獅子舞を受け継ぐことができなくなった。そのため、長きにわたり継承され、山木屋住民のアイデンティティを形成してきた三匹獅子舞という伝統文化が失われることになった。

(5) ふるさとの喪失を基礎づける原告らの深い喪失感

以上で述べた、私的材としての自宅建物・農地・里山、公共財として景観、コミュニティとしての三匹獅子舞は、長期継承性及び固有性を有するため、同時に非代替性を有する。そのため、それらを事後的に回復することは極めて困難ないし不可能である。そして山木屋住民は、それらを失ったことにより深い喪失感を感じている。

以上の山木屋住民の深い喪失感もふるさと慰謝料を基礎づけるものであり、金銭賠償によって損害の回復が図られなければならない。

以上

